

各所属長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和2年度「ライフプラン休暇支援給付金」の給付要件の一部変更について（通知）

当互助会では、ライフプラン休暇の取得促進を図るため、ライフプラン休暇支援給付金の給付を行っているところですが、令和2年度については、下記1のとおり給付要件を変更します。つきましては、令和2年度に54歳になる所属職員に周知くださるようお願いいたします。

1 給付要件（二重下線部が変更点）

変更後：「2日以上¹の年次休暇」を含む「連続した3日以上²の休暇」を取得した者

※1 令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇に限ります。

※2 本通知日以前に取得した休暇も請求できます。

※3 令和2年度³のみの限定措置です。

※4 休暇には、年次休暇のほか、夏季休暇、週休日、職員・学校職員の休日を含みます。

※5 夏季休暇以外の特別休暇及び職専免は対象外です。また、週休日であっても教員特殊業務手当支給対象となる部活動等に従事した日は対象外です。

変更前：「3日以上¹の年次休暇」を含む「連続した5日以上²の休暇」を取得した者

2 給付対象者

今年度中に、54歳に達する（一財）埼玉県教職員互助会の会員（昭和41年4月2日～昭和42年4月1日生まれ）で健康の維持増進、余暇活動、生涯学習活動及び地域活動を自発的に計画した者で、1の給付要件を満たす者。

3 給付額 5,000円

4 休暇取得期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
（本通知日以前に取得した休暇も請求できます。）

5 請求時の留意点

- （1）県立学校の教職員等で総務事務システムの使用対象者は、総務事務システムから請求してください。
- （2）（1）以外の者は、従前の様式を使用してください（様式中の「3日以上¹の年次休暇を含む連続した5日以上²の休暇」の記載は、「2日以上¹の年次休暇を含む連続した3日以上²の休暇」と読み替えることとします。）
- （3）請求書の提出は、休暇取得後（事後請求）となります。

6 請求書提出期限

給付対象者は、請求書を令和3年4月9日（金）必着で福利課厚生担当へ提出してください。
（総務事務システムで請求する方は、なるべく締切前日までに総務事務センターへ提出）

請求書提出期限は延長となりませんので、御注意ください

担当：福利課厚生担当
電話：048-830-6703

ライフプラン休暇支援給付金の給付要件を変更しました！

※令和2年度のみの限定措置です。

支給要件

ココ
が変わった！

「2日以上の年次休暇」を含む
「連続した3日以上の休暇」を取得した場合に給付

※変更前：「3日以上の年次休暇」を含む「連続した5日以上の休暇」した場合に給付

- 対象者……………令和2年度に54歳に達する互助会員
(昭和41年4月2日～昭和42年4月1日生まれ)
- 休暇取得期間……令和2年度中(令和2年4月1日～令和3年3月31日)
※本通知日以前に取得した休暇も請求できます。
- 給付額……………5,000円
- 対象となる休暇…2日以上の年次休暇のほか、夏季休暇、週休日、職員の休日及び学校職員の休日
- 注意事項……………夏季休暇以外の特別休暇と職専免は対象外です。
週休日であっても部活動に従事した日など教員特殊手当支給対象日は対象外です。

休暇の取得例

※太枠内が休暇日です。

請求可 ○	週休日 10/11 (日)	年休 10/12 (月)	年休 10/13 (火)	休暇日数3日 一般的な請求例	
請求可 ○	年休 12/28 (月)	職員・学校職員の休日 12/29(火) ～1/3(日)	年休 1/4 (月)	休暇日数8日 ・年末年始の休日と年休を合わせて取得可 ・連続した休暇の範囲であれば年休が連続していなくても可	
請求可 ○	振替出勤 10/11 (日)	年休 10/12 (月)	半日振休+ 半日年休 10/13 (火) AM振休 PM年休	半日振休+ 半日年休 10/14 (水) AM振休 PM年休	休暇日数3日 1日の中で、年休と振休を 組み合わせて取得しても可
請求不可 ×	年休 10/12 (月)	職専免 10/13 (火)	年休 10/14 (水)	休暇の間に職専免を取得しているため不可	

請求上の注意

- ・ 締切は、**令和3年4月9日(金) 福利課必着**です。**提出期限は延長となりません!**
(総務事務システムで請求する方は、なるべく締切前日までに総務事務センターへ提出)
- ・ 請求書の提出は、休暇取得後(事後請求)となります。締切後の受付はできません。

☆臨時的任用職員の事業参加条件について☆

対象休暇取得時に互助会員資格を有していること(請求書提出時の資格は問いません)。